

成年年齢引き下げ後の消費生活相談の状況

1 要旨

- 令和4年4月～令和5年3月までの18～19歳の消費生活相談件数は269件であり、前年同時期に比べて79件（41.6%）増加した。平均既支払額は98千円であり、前年同時期に比べて12千円（14.0%）増加した。
- 販売購入形態別では、通信販売が最も多く、次いで店舗購入となっている。
- 商品サービス別では、脱毛エステが最も多く、次いで出会い系サイト・アプリとなっている。
- これまで20歳以上に多く見られた脱毛エステ、他の内職・副業が18～19歳でも見られるようになっている。

2 18～21歳の若年層の相談件数及び平均既支払額（単位：件、千円）

区分	R3年4月 ～R4年3月	R4年4月 ～R5年3月	前年度比	R4年4月 ～7月	R5年4月 ～7月
18～19歳の相談件数	190	269	141.6%	73	75
平均既支払額	86	98	114.0%	158	97
20～21歳の相談件数	376	443	117.8%	144	135
平均既支払額	215	261	121.4%	274	276
全体の相談件数	23,312	26,109	112.0%	8,213	7,972
平均既支払額	383	395	103.1%	426	363

3 販売購入形態別・商品サービス別相談件数の推移 ※集計対象：R4.4/1～R5.3/31

(1) 販売購入形態別相談件数（単位：件、%）

区分	18～19歳			20～21歳			
	R3.4-R4.3	R4.4-R5.3	前年度比	R3.4-R4.3	R4.4-R5.3	前年度比	
店舗購入	23	78	339.1%	71	152	214.1%	
特殊販売	訪問販売	7	11	157.1%	18	27	150.0%
	通信販売	127	136	107.1%	177	147	83.1%
	マルチ・マルチまがい	3	0	0%	30	31	103.3%
	電話確約販売	6	9	150.0%	25	26	104.0%
	ネガティブ・オプション	1	2	200%	1	4	400.0%
	訪問購入	0	0	0%	0	0	0%
	その他無店舗	0	3	0%	0	1	0%
合計	167	239	143.1%	322	388	120.5%	

(2) 商品・サービス別相談件数 (単位：件)

18～19歳				20～21歳			
R3.4-R4.3		R4.4-R5.3		R3.4-R4.3		R4.4-R5.3	
商品一般	16	脱毛エステ	29	他の内職・副業	39	脱毛エステ	106
他の娯楽等 情報配信サービス	13	出会い系サイト・ アプリ	20	出会い系サイト・ アプリ	27	商品一般	30
出会い系サイト・ アプリ	10	商品一般	15	他の娯楽等 情報配信サービス	16	他の内職・副業	28
他の健康食品	9	アダルト情報	10	商品一般	14	役務その他 サービス	18
アダルト情報	9	普通・小型自動車	9	脱毛エステ	13	出会い系サイト・ アプリ	15
脱毛剤	8	他の内職・副業	9	賃貸アパート	9	他の娯楽等 情報配信サービス	11
紳士・婦人洋服	7	携帯電話サービス	8	金融 コンサルティング	9	電気	10
脱毛エステ	6	賃貸アパート	7	アダルト情報	8	金融 コンサルティング	10
電気	5	他の健康食品	6	教養・娯楽サービス その他	8	フリーローン・ サラ金	9
教養・娯楽サービス その他	5	電気	6	医療サービス	8	携帯電話サービス	7

※「令和4年度 消費生活相談の概要」から抜粋。

令和5年度 消費者教育推進の取組

1 概要

「消費者教育の推進に関する法律」第10条に基づき、平成26年3月、静岡県消費者教育推進計画を策定した。この計画に基づき、学校、家庭、地域、職域の場において、多様な主体間の連携のもと、消費者教育を推進してきた。

令和4年3月に策定した消費者基本計画のうち、大柱1「自ら学び自立し行動する消費者の育成」を「消費者教育の推進に関する法律」第10条に基づく消費者教育推進計画と位置づけ、消費者教育推進の取組を展開していく。

2 事業概要

施策の柱	主な取組内容	資料
持続可能なくらしの実現に向けた県民意識の醸成	(1) 人が幸せになるエシカル消費の普及啓発 ○消費者と事業者の双方に向けた啓発事業の実施 ○SDGsとエシカル消費に関する出前講座の実施	3-10
ライフステージに対応した多様な場における消費者教育・啓発の推進	(1) 学校、地域、職域での消費者教育出前講座の実施 ○消費者教育出前講座の実施 ○高校生消費者教育出前講座の実施	3-4 3-4
	(2) 高校生向け消費者教育教材の制作	3-5
	(3) 消費者被害防止キャンペーン等の実施	—
	(4) 情報誌やポータルサイト等による情報発信	—
	(5) 消費者団体と連携した消費者学習支援の推進	—
消費者教育の担い手となる人材の養成	(1) 教員向け消費者教育の実践に関する研修の実施 ○常葉大学教職大学院（専門職大学院）での講義 ○教員向け消費者教育実践講座 ○総合教育センター研修	3-7
	(2) シニア向け消費者教育講師人材養成講座の実施	3-9
	(3) 消費者教育講師フォローアップ研修の実施	3-8

3 取組状況

施策の柱	区分	令和5年度の取組
持続可能なくらしの実現に向けた県民意識の醸成	(1) 人が幸せになるエシカル消費の推進	消費者と事業者の双方に対し、普段の生活にエシカルな視点をプラスすることで、自身の心が豊かになるとともに、未来の人々の幸せにつながる「エシカル消費」への共感を広げる取組を展開 東アジア文化都市関連イベントとして位置づけ、日本・静岡のエシカルな消費文化を国内外に発信 ○エシカルな消費文化を発信するエシカルイベントの開催 ○エシカル消費とSDGsに関する出前講座の実施

ライフステージに対応した多様な場における消費者教育・啓発の推進	(1) 学校、地域、職域での消費者教育出前講座等の実施	<p>県民生活センターを拠点とし、消費生活相談員や消費者教育講師を派遣し、様々な「場」や「ライフステージ」に対応した出前講座等を実施。</p> <p>成年年齢引下げに対応し、若者向けの出前講座の実施を強化。靈感商法に関する法改正や救済事例等を周知するセミナーを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消費者教育出前講座 ○高校生消費者教育出前講座 ○保護者向け消費者教育出前講座 ○大学生・新社会人向け消費者教育出前講座 ○靈感商法に関する県民向けセミナー
	(2) 高校生向け消費者教育教材の制作	<p>学習指導要領改訂や最新の消費者トラブル、法改正も踏まえ、高等学校の授業や出前講座で活用できる教材を制作</p>
	(3) 消費者被害防止キャンペーン等の実施	<p>市町、関係機関及び消費者団体等の幅広い参加の下、全県で消費者問題に関する教育・啓発及び悪質商法への注意喚起を行う街頭キャンペーン等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消費者月間（5月） ○消費者被害防止月間（12月） ○副業・投資トラブル等防止のためのWEB広告
	(4) 情報誌やポータルサイト等による情報発信	<p>悪質商法に対する注意喚起や消費者教育に関する情報等、各種情報発信ツールを活用した啓発を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○靈感商法等の悪質商法被害防止啓発リーフレット制作・発行回数2回（高齢者向けは組回覧） ○外国人向けリーフレットの全県展開 ○県ホームページ、SNS、若者向け消費者被害防止サイト等による情報発信
	(5) 消費者団体と連携した消費者学習支援の推進	<p>静岡県消費者団体連盟へ委託し、地域消費者生活講座を実施。</p>
消費者教育の担い手となる人材の養成	(1) 教員向け消費者教育の実践に関する研修の実施	<p>学校における消費者教育を支援するため、教員を受講対象とした講座や研修を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○常葉大学教職大学院（専門職大学院）での講義 <ul style="list-style-type: none"> ・6/30・7/7実施 ○教員向け消費者教育実践講座（教育委員会連携講座） <ul style="list-style-type: none"> ・8/1実施 ○総合教育センター研修 <ul style="list-style-type: none"> ・7/26 情報モラル教育実践研修 ・8/22 家庭科授業づくり研修(小・中)
	(2) シニア向け消費者教育講師養成講座の実施	<p>高齢者のデジタルリテラシー向上のための出前講座の担い手となる消費者教育講師を養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○シニア向け消費者教育講師養成講座 <ul style="list-style-type: none"> ・12～1月実施（オンデマンド配信：全6回） ・1～2月実施（実践編：東中西各会場×1日）
	(2) 消費者教育講師フォローアップ研修の実施	<p>消費者教育出前講座の担い手となる消費者教育講師等を対象に法改正や最新の消費者トラブルに対応するための研修を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消費者教育講師フォローアップ研修 <ul style="list-style-type: none"> ・7～11月実施（オンデマンド配信：全3回） ・8～9月実施（実践編：東中西各会場×1日）

成年年齢引下げに対応した若者の消費者被害防止対策

1 要 旨

令和4年4月1日に成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことを契機とする若者の消費者被害防止のため、高校生、大学生、専門学校生等を対象として、成年年齢引下げについての周知及び被害防止対策に取り組んでいる。

2 令和5年度の取組

(1) 高校生を対象とした取組

在学中に成年となることから、教育委員会等と連携し、契約など消費生活の基礎知識やトラブルへの対処法等を学ぶ機会を提供。保護者の意識向上や、教員の知識習得を支援する取組も実施し、多面的に被害防止を図る。

<主な取組> ①高校生、保護者向け出前講座

- ・出前講座の周知を図り、希望する学校に県消費生活相談員や消費者教育講師を派遣（県民生活センター事業）。

②教員向け研修

- ・教育委員会と共催で実施し、消費者教育の指導方法等についての研修を行い、学校における教育を支援。
- ・その他、教員研修システムにおける動画配信を実施。

(2) 大学生・専門学校生等を対象とした取組

一人暮らしやアルバイトの開始等により消費が活発となり、トラブルに巻き込まれる可能性があることから、関係課・機関と連携し、新入生を中心として啓発及び注意喚起を行う。

<主な取組> ①メール等による周知

- ・県内大学の学生一人ひとりにメールを送付。
- ・専門学校生及び日本語学校についても各校で可能な方法により周知を依頼。

②出前講座

- ・出前講座の周知を図り、希望する大学や専門学校に県消費生活相談員や消費者教育講師を派遣（県民生活センター事業）。

③若者向け啓発動画による注意喚起

- ・若者に多い副業・投資等のもうけ話に関するトラブル防止のため、令和4年度に制作した啓発動画を使用したWEB広告により注意喚起を実施。

(3) 新社会人を対象とした取組

①出前講座

- ・出前講座の周知を図り、商工会議所等の新社会人向け研修に県消費生活相談員や消費者教育講師を派遣（県民生活センター事業）

(4) その他、県広報ツール、キャンペーン等による啓発

広報・啓発手段		実施時期(予定)
HP	若者向け消費者被害防止サイト「それってトラブル?やばい!?SOS!静岡県」	年間
SNS	(Twitter) 「静岡県庁わかものがかり」	5・8・12・3月
	(Facebook) 「いいねがあるある静岡県」	5・8・12・3月
	(LINE) 「静岡県公式アカウント」	5・8・12・3月
その他	街頭キャンペーン	5・12月
	靈感商法等悪質商法対策リーフレット	12月
	県民だより	5月
	静岡新聞コラム「消費者の相談室」	随時
	地デジ文字情報放送 (NHK、SBS)	12月
	ラジオ放送 (SBS、K-mix)	12月
	若者向け啓発動画ウェブ広告配信	8～9月・2月

消費者教育出前講座

1 要 旨

- 消費者トラブルの未然防止、消費者市民社会の理念普及のため、県民生活センターを拠点に、消費生活相談員及び消費者教育人材バンク登録の消費者教育講師を活用した消費者教育出前講座を実施。
- 出前講座では、契約に関する基礎知識や消費者トラブルの事例を学び、消費者被害の未然防止の力を養うとともに、SDGsやエシカル概念を学び、消費者市民社会の実現に向けた意識を養うためのテーマを設けている。
- ついては、学校や企業、地域等、様々な場で実施できるように、対象者ごとに応じたテーマや実施方法をパッケージ化し、具体的なイメージが持てるような広報展開を行うなど、出前講座実施回数の増加に努めていく。
- 令和4年4月の成年年齢引下げに対応するため、令和5年度も高校生を中心に
おいた出前講座を実施し、学校における消費者教育支援を重点的に実施する。

2 取組状況

(1) 消費者教育出前講座

○実施状況（令和5年4月～7月）

地域	大学生		高校生		中学生		専門学校生		特別支援 学校生		企業・団体職員		高齢者		民生委員等 見守り者		その他		合計	
	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人
東部	1	134	1	30			1	81			3	77	5	104	3	47			14	473
中部	1	11					1	27			1	28					1	14	4	80
西部	3	856									2	20	5	95	3	48	1	17	14	1,036
本庁	1	10																	1	10
高校生出前講座			33	4,531					8	191							6	1,184	47	5,906
合計	6	1,011	34	4,561	0	0	2	108	8	191	6	125	10	199	6	95	8	1,215	80	7,505

※高校生出前講座の「その他」は保護者向け出前講座

(参考) 令和4年度

地域	大学生		高校生		中学生		専門学校生		特別支援 学校生		企業・団体職員		高齢者		民生委員等 見守り者		その他		合計	
	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人
東部	1	122	3	34	0	0	7	491	0	0	5	114	4	88	8	108	2	106	30	1,063
中部	2	213	1	60	0	0	6	758	0	0	3	92	1	16	2	61	2	146	17	1,346
西部	9	490	0	0	0	0	1	66	0	0	7	143	11	254	4	103	2	264	34	1,320
本庁他	1	13	1	10	0	0	0	0	0	0	0	0	2	36	0	0	6	134	10	193
高校生出前講座			118	16,120					35	806							15	1,610	168	18,536
合計	13	838	123	16,224	0	0	14	1,315	35	806	15	349	18	394	14	272	27	2,260	259	22,458

(2) 高校生消費者教育出前講座

○実施状況（令和3年度～令和5年度）

区 分		R5 対象校	R5 (計画)	R4 (実績)	R3 (実績)	R2 (実績)
公立高校	計	127	88	79	76	55
	東部	45	28	25	22	17
	中部	36	23	21	18	17
	西部	46	37	33	36	21
県立・市立高校	計	93	60	53	56	38
	東部	33	18	15	16	12
	中部	27	15	13	13	11
	西部	33	27	25	27	15
県立特別支援学校 (高等部)	計	34	28	26	20	17
	東部	12	10	10	6	5
	中部	9	8	8	5	6
	西部	13	10	8	9	6
私立高校	計	43	17	17	7	-
	東部	12	6	5	2	-
	中部	19	8	8	4	-
	西部	12	3	4	1	-
合 計	計	170	105	96	83	55
	東部	57	34	30	24	17
	中部	55	31	29	22	17
	西部	58	40	37	37	21

高校生向け消費者教育教材の制作

1 要旨

学校の授業や県及び市町の消費者行政部門による出前講座において、高校生が短時間で効果的に必要な知識を習得できる教材を専門機関への委託事業により制作する。

なお、令和5年度は高校生向けの教材を制作し、今後、小中学生向けについても検討していく。

2 事業内容

項目	内容
事業名	高校生向け消費者教育出前講座教材制作事業 (業務受託者：公益社団法人全国消費生活相談員協会)
制作物	① 高校生向け消費者教育出前講座教材(説明用パワーポイント)の制作 ② 高校生向け消費者教育教材(講師用説明シナリオ)の制作 ③ 高校生向け消費者教育教材(生徒用ワークシート)の制作
納品時期	令和6年2月末
その他	・ 現役の教員や、県民生活センターの消費生活相談員の意見を聴きながら作成する ・ 制作した教材は、静岡県のHPで公開・配付する

3 事業スケジュール

項目	実施内容
令和5年5月末	委託事業者決定
令和5年6月～8月	全体の構成の検討
令和5年9月～11月	各教材の検討・作成
令和5年11月上旬	教員への意見聴取
令和5年11月～ 令和6年1月	県民生活センターへの意見聴取
令和6年2月	成果物納品

若者向け消費者被害防止啓発動画の活用

1 要旨

令和4年度、成年年齢引下げに伴う若者の消費者被害を防止するため、県内大学生・専門学校生を「消費者トラブル防止学生クリエイター」に任命し、協働で啓発動画を制作した。令和5年度は、動画を活用した出前講座の実施やウェブ広告の配信による注意喚起を行う。

2 事業概要

(1) ねらい

若者の利用が多い動画掲載サイトでウェブ広告配信することで、若者が消費者トラブルを身近なこととして捉え、必要な知識を得る機会となると期待できる。

また、長期休暇や新生活への備えが始まる時期は、消費者トラブルに巻き込まれるリスクも高いため、その時期に配信期間を絞ることで、より効果的に啓発を実施し、消費者被害の防止につなげる。

(2) 動画の構成

	区 分	テーマ	時 間	再生回数
1	周知・PR 編	「契約とは？未成年者取消権とは？」	1分35秒	6427回
2	周知・PR 編	「消費者ホットライン188とは？」	1分17秒	7996回
3	注意喚起編	「脱毛エステ」トラブル	1分26秒	7.6万回
4	注意喚起編	「マルチ商法」トラブル	1分38秒	7.2万回
5	注意喚起編	「あやしい儲け話」トラブル	1分9秒	7.9万回

※再生回数は令和5年8月18日時点

(3) スケジュール

日 程	項 目	内 容
7月中旬	契約	広告配信の委託契約
8月上旬～9月	動画広告配信①	5本の広告を配信
2月	動画広告配信②	5本の広告を配信

(5) 啓発動画の概要

若者が消費者トラブルをより身近に感じられるよう、大学生2人のキャラクターによる明るい掛け合いで、被害に遭わないための注意点を楽しく学ぶことができる動画とした。

		テーマ・内容	QRコード	
注意喚起編	1	<p>「脱毛エステ」トラブル (1分26秒、7.6万回再生)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「本日限りの割引」等と急かされ、合計金額を確認せずに高額なコースを契約してしまう事例を選定 ・一度立ち止まり確認するよう呼びかけ 		
	2	<p>「マルチ商法」トラブル (1分38秒、7.2万回再生)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暗号資産への投資でもうかると勧誘するモノなしマルチの事例を選定 ・投資×紹介料×消費者金融という言葉の並びには注意するよう呼びかけ 		
	3	<p>「怪しいもうけ話」トラブル (1分9秒、7.9万回再生)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「誰でも稼げる」「収入保証あり」とうたい高額な金銭をだましとられる怪しいもうけ話の事例を選定 ・「絶対にもうかる」「簡単に稼げる」という副業には注意するよう呼びかけ 		
周知・PR編	4	<p>「契約とは？」 (1分35秒、6427回再生)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・18歳でできること、20歳にならないとできないことを紹介 ・成人すると未成年者取消権が行使できなくなるため、一人で契約する際には慎重に行うことを呼びかけ 		
	5	<p>「消費者ホットライン188とは？」 (1分17秒、7996回再生)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注意喚起編の3つのトラブル事例を紹介しながら、困った時には消費者ホットライン188に電話すると、消費生活相談窓口につながることを周知 		

※ 再生回数は令和5年8月18日時点

教員向け消費者教育の実践に関する研修

1 要 旨

- 学校における消費者教育の取り組みを支援するため、消費者庁作成教材「社会への扉」を活用した指導方法や情報モラルの指導方法等について、教員を対象とした講習や研修を実施してきた。
- 令和7年度、「高校生消費者教育出前講座」の財源となっている交付金も活用期限を迎えるため、令和8年度以降は、学校教員により、十分な消費者教育が行われる体制にシフトする必要がある。
- 令和5年度は、県総合教育センター主催の小中家庭科教員向け選択研修を新たに実施するほか、当課主催の研修は、教育委員会と共催で実施し、引き続き教員研修管理システムへ研修動画を掲載する。

2 令和5年度教員向け研修計画

(1) 常葉大学教職大学院における講義の実施

月 日	6月30日(金)13:15~14:45	7月7日(金)13:15~14:45
人 数	現職教員、大学院生 10名参加	現職教員、大学院生 11名参加
内 容	①内容説明と講師紹介(星野先生) ②教材を使った消費者教育のモデル授業(竹本講師) ③振り返り(星野先生)	①内容説明と講師紹介(星野先生) ②消費者教育の必要性(県職員) ③消費者問題の現状と課題(県職員) ④振り返り(星野先生)

(2) 県民生活課主催の講座の実施

月 日	8月1日(火) (オンライン開催後、教員研修管理システムで録画配信予定)	
人 数	29名	
内 容	教員向け消費者教育実践講座 ○特別な支援を要する児童・生徒に対する消費者教育の指導方法 講師：消費者教育支援センター 主任研究員 庄司 佳子 氏 ○子どもの消費者トラブルへの対応方法 講師：西部県民生活センター職員 ○授業で活用できる金融教育の指導ポイント 講師：静岡県金融広報アドバイザー ○学校におけるエシカル消費の指導方法 講師：鳴門教育大学大学院学校教育研究科 教授 坂本 有芳 氏	

(3) 県総合教育センターでの研修の実施

テーマ	情報モラル教育実践研修	家庭科授業づくり研修(小・中)
月 日	7月26日(オンライン)	8月22日
人 数	14名	14名
内 容	情報モラル教育実践研修 ○「GIGAスクール1人1台端末下における情報モラル教育の進め方」 講師：静岡大学 准教授 塩田 真吾 氏	○講演「家庭科の本質に迫る授業づくり」 講師：静岡大学学術院 准教授 小清水 貴子 氏(オンライン) ○講義「県内の消費トラブルの実例、消費生活センターの活用」 講師：県民生活課職員、西部県民生活センター消費生活相談員 ○講義・演習「消費者教育」

消費者教育講師のフォローアップ

1 要 旨

- 消費者教育出前講座などの学習機会を様々な場で提供していくため、その担い手となる者として、平成29年度、消費者教育講師を養成した。
- 従来、出前講座の講師は消費生活相談員が中心であったが、講師の活用により、相談員の本来業務に専念できる環境が確保されるとともに、休日・夜間での講座開催を含め、多くの開催依頼に対応可能な体制とすることができた。
- ついては、一層の消費者教育を推進するため、講師のスキルアップを図りながら、出前講座の開催回数を増やすなど、講師を活用できる場の開拓に努めていく。
- 高校生消費者教育出前講座の開講等により、出前講座の需要は増加しているが、講師養成から数年が経過し、活動を休止する講師も見られることから、令和4年度は、新たな消費者教育講師を21名養成し、消費者教育講師人材バンクに登録した。

2 消費者教育講師概要

- 平成29年度、(公財) 消費者教育支援センターに委託し、本県の消費者教育を担う者を養成する全6回の「消費者教育人材養成講座」を開催した。
- その修了者を「消費者教育講師」と命名し、消費者教育出前講座の講師要員として、「消費者教育講師人材バンク」に登録した。(ホームページへも掲載)
- 既存の登録者30人に、新規登録者21名を加え、県民生活センターの差配により、県主催の講座や開催依頼のあった講座へ派遣する。(実施要領に基づき、報償費と交通費を県が負担)

3 消費者教育講師フォローアップ研修

○令和5年度計画

消費者教育講師や県・市町の消費生活相談員、消費者団体等、消費者教育出前講座を行う者を対象に、効果的な消費者教育出前講座の実施に向け、講師のスキルアップを図るためのフォローアップ研修を実施する。

(1)知識編(オンデマンド配信による研修)

消費者教育講師等が法改正や最新の消費者トラブルについての知識を習得することができるよう、録画配信による研修を実施する。

項 目	第1回	第2回	第3回
実施方法	オンデマンド配信 (県公式 YouTube で受講者にのみ限定公開)		
配信期間	令和5年7月25日から 8月31日まで	令和5年9月上旬から 10月上旬まで	令和5年10月中旬から 11月中旬まで
研修内容	「消費者関連法の改正と消費者被害の救済について」(約85分)	「最新の消費者被害の現状と課題」(60~80分)	「高齢者の消費者被害の現状と見守りのポイント」(60~80分)
講 師	NPO 法人しずおか消費者ユニオン理事長 中央大学大学院法務研究科教授 宮下 修一 氏	公益財団法人消費者教育支援センター エグゼクティブフェロー 吉松 恵子 氏	

(2)実践編(集合型)

消費者教育講師が顔の見える関係を構築することができるよう、集合型の研修を実施し、研修と併せて意見交換等を実施する。

項 目	内 容
日 時	東部地域 8月18日(金) 14時～16時 中部地域 8月8日(火) 14時～16時 西部地域 9月15日(金) 14時～16時
会 場	東部地域 東部総合庁舎別館2階第1会議室 中部地域 中部県民生活センター2階会議室(水の森ビル) 西部地域 浜松総合庁舎901・902会議室
内 容	・【講義】消費者教育のきもと聞き手の心のつかみ方 講師 横浜国立大学名誉教授 西村 隆男 氏 ・意見交換会 テーマ「参加者が主体的・実践的に参加できる出前講座の進め方」

シニア向け消費者教育講師養成講座事業

1 要旨

- ・社会のデジタル化により、スマートフォン等デジタル機器を活用した消費活動が進んでいるが、高齢者を中心に十分活用できない人も多く、「デジタル格差の解消」が重要な課題となっている。
- ・そこで、県民生活課では、令和4年度に実施したシニア向けネットサービス活用講座について、さらに多くの方々に対して、ネットサービス関連を含め消費者被害防止を図ることを目的として、高齢者等に対してデジタル機器やサービスの活用方法や消費者トラブルの実態、その対処方法等について講義する消費者教育講師の育成を行う。

2 令和5年度事業内容（予定）

項目	内容
事業名	令和5年度 シニア向け消費者教育講師人材養成講座
講座内容	<p><知識編：オンデマンド配信6講座（1講座当たり2時間）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育の基本とシニア世代の消費行動 ・消費者諸法の基本的な理解と消費相談窓口 ・シニア世代のデジタル機器・ネットサービス利用 ・シニア世代の消費者トラブル、シニア世代への教育啓発 等 <p><実践編：東・中・西部の各会場で各1日開催></p> <ul style="list-style-type: none"> ・模擬講座、シニア向け講座の講師心得、グループワーク 等
受講者 (定員40名)	<ul style="list-style-type: none"> ・メイン講師枠：過去にPC・スマホ教室等で講師の経験が有り、講師として活動する意志のある方（10名以上） ・アシスタント講師枠：デジタルに関する知識の素養があり、講師として活動する意志のある方（10名以上）
その他	令和6年度以降、養成した講師が県民向け出前講座・セミナー等を実施

3 今後のスケジュール

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
カリキュラム・テキストの作成	→						
受講者募集・選考		→					
知識編 (オンデマンド配信)				→			
実践編 (会場)					→		
受講者 フォローアップ				→			

エシカル消費推進事業

1 要 旨

持続可能な社会の実現に向け、SDG s の12番目の目標「つくる責任、つかう責任」の達成のための手段である「エシカル消費」を推進するため、「つくる」立場の事業者と、「つかう」立場の消費者の双方に向けた普及啓発に取り組んでいる。

2 令和5年度事業計画（予定）

- 令和4年度は、マスメディアやウェブ広告等を活用しながら、集客力が高い商業施設でエシカルな商品の販売やワークショップを行うマルシェを開催したことで、これまでエシカルを知らなかった層へ周知を図ることができた。
- 今年度はマルシェの開催に加え、学生による取組発表や有識者・県内事業者によるトークセッションを行うトークイベントを行うとともに、東アジア文化都市の協働プログラムとして、消費文化としてのエシカル消費を発信していく。
- 併せて、県ポータルサイト「プラス・エシカル」や県民生活課SNS等の様々な啓発ツールも活用し、認知度向上を図るための普及啓発事業を消費者と事業者の双方に向けて展開する。
- また、未来の消費行動を担う県内小学生・中学生に向け、SDG s やエシカル消費に関する出前講座を、熱海市・小山町・掛川市で実施するほか、教員向けにエシカル消費の指導方法の講座を行い、学校においてもエシカル消費を教育できる体制を構築していく。

3 今後のスケジュール（予定）

日 程	内 容
11月25日（土） 11月26日（日）	マルシェ、トークイベントの開催
11月～2月	ポータルサイト等を用いた啓発
10月～2月	SDG s とエシカル消費に関する出前講座の実施